

大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画・別冊

令和4年度版



目次

1. 令和4年度の依存症対策・・・・・・・・・・ 1
2. ギャンブル依存症対策の進捗状況と取組み・・・・・・・・ 2
 - (1) 令和3年度の実施状況・・・・・・・・・・ 2
 - (2) 令和4年度の各部署の実施状況・・・・・・・・ 4
3. 相談機関・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
4. 依存症専門医療機関・・・・・・・・・・・・ 18
5. 自助グループ・民間団体・・・・・・・・・・ 19

2. ギャンブル等依存症対策の進捗状況と取組み

(1) 令和3年度の実施状況

基本方針	重点施策	見える化の内容	実施数値
I. 普及啓発の強化	①若年層を中心とした予防啓発の充実	・ 予防啓発を実施した学校数	○ 出前講座実施校数 5校 ○ リーフレット配布校数 313校 ※リーフレットは、「行動嗜癖を知っていますか？(文部科学省作成)」を配布
	②正しい知識の普及と理解の促進	①セミナー、シンポジウムへの参加人数 ②セミナー、シンポジウムの参加者の理解度	①参加人数 473人 ②アンケートで、「とても理解できた」・「おおむね理解できた」と回答した割合 第1回 100% (アンケート回答率 38.3%) 第2回 100% (アンケート回答率 28%)
II. 相談支援体制の強化	③依存症の本人及び家族等への相談支援の強化	① 関係機関研修の参加人数 ② 関係機関研修への参加機関数 ③ 大阪府こころの健康総合センター、保健所等における相談者数 (実数) ④ 大阪府こころの健康総合センター、保健所等における相談者数 (延数) ⑤ 大阪府こころの健康総合センター、保健所等における集団回復プログラム、家族サポートプログラムの参加者数	①参加人数 延 550人 ②参加機関数 延 406 機関 ③相談者数 実 398人 ④相談者数 延 1,518人 ⑤参加者数 集団回復プログラム 第1クール実8人、第2クール実9人 家族サポートプログラム 第1クール実8人 第2クール7人

基本方針	重点施策	見える化の内容	実施数値
Ⅲ. 治療体制の強化	④ 依存症の治療が可能な医療機関の充実	① 依存症治療拠点機関が実施する医療研修の参加人数 ② 依存症治療拠点機関が実施する医療研修の参加医療機関数 ③ 依存症治療拠点機関が実施する専門治療プログラムの参加者数	① 参加人数 12 人 ② 参加医療機関数 9 機関 ③ 参加者数 33 人
Ⅳ. 切れ目のない回復支援体制の強化	⑤ 自助グループ・民間団体の活動への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間団体と連携して取組みを行った回数 (例：啓発イベントや研修等の実施回数・後援数・補助金交付団体数) 	○ 啓発イベント研修等の実施回数：7 回 ○ 後援名義：0 件 ○ 補助金交付団体数：4 団体（5 事業）
	⑥ さまざまな機関と連携した支援ネットワークの強化	① 地域での交流会・事例検討会・研修会等の参加人数 ② 地域での交流会・事例検討会・研修会等の参加機関数 ③ OAC 内の情報共有数	① 参加人数 324 人 ② 参加機関数 253 機関 ③ OAC 内の情報共有数 74 回
Ⅴ. 大阪独自の支援体制の強化	⑦ 予防から相談、治療及び回復支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・ 依存症総合支援センターと依存症治療・研究センターが、相談者や受診者等を地域の関係機関へつないだ人数 	つないだ人数 81 人

(2) 令和4年度の各部局の取組み ①

基本方針	重点施策	具体的な取組み	取組み（事業）の概要	担当部局名
I	①	□ 児童・生徒への普及啓発	「行動嗜癖」に係る注意喚起通知を府立高等学校及び中学校に送付し、生徒に対し教育するよう周知する。	教育庁
I	①		教員研修等において、高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説やギャンブル等依存症指導参考資料等を踏まえ、「保健」での授業等、学校の教育活動全体を通じて指導を行うよう周知する。	教育庁
I	①		教員対象に、依存症全般の研修を実施する。	健康医療部（こころの健康総合センター【※以下、こころCと記載】）
I	①		高校生等を対象とした依存症全般の予防啓発を実施するためのツールを、令和3年度までの実施後アンケート結果等を踏まえて、内容を更新し、活用する。	健康医療部（こころC）
I	①		ギャンブル等依存症に関する理解を促進する予防映像教材を、教員研修等において紹介する。	健康医療部（こころC） 教育庁
I	①		ギャンブル等依存症予防に関する高校生向けのリーフレット（文部科学省作成「行動嗜癖をしていますか？ギャンブル等にのめり込まないために」）を府内の高校3年生に配付する。	健康医療部（こころC） 教育庁
I	①		府内の高等学校に案内し、高校生を対象としたギャンブル等依存症予防など希望にあった出前授業を実施する。	健康医療部（こころC） 教育庁
I	①		□ 大学・専修学校等へ普及啓発	教職員向けの研修の対象に大学や専修学校の教員も含め、研修を実施する。
I	①	希望のあった大学・専修学校等の学生を対象に、依存症の予防啓発を実施する。		健康医療部（保健所・こころC）

(2) 令和4年度の各部局の取組み ②

基本方針	重点施策	具体的な取組み	取組み（事業）の概要	担当部局名
I	①	□ 若年層にかかわる機会がある人たちへの普及啓発	青少年指導員等を対象とし、ギャンブル等依存症に関する知識についての研修を実施。	福祉部 健康医療部（こころC）
I	②	□ 府民への普及啓発	各保健所圏域ごとに府民・関係機関を対象としたセミナーや交流会を開催し、依存症に対する正しい知識を普及する。	健康医療部（保健所）
I	②		保健所内のロビー展示や、市町村の健康展等に参加する際にリーフレット等を配布することにより、依存症に対する正しい知識を普及する。	健康医療部（保健所）
I	②		依存症に関する基本的な知識など、正しく理解を深めるため、広く府民を対象としたセミナーを開催し、依存症の普及啓発を促進する。	健康医療部（こころC）
I	②		新成人向けの啓発チラシを作成し、府内各市区町村で開催される成人式において配布する。	健康医療部（こころC）
I	②		自助グループや相談窓口、医療機関の情報を掲載した冊子を研修等で配布し、相談窓口担当者が府民からの相談の際に活用してもらう。また、冊子はホームページに掲載し、府民も直接アクセスできるようにする。	健康医療部（こころC）
I	②		「債務整理相談窓口のご案内」のリーフレットに、依存症を含めたこころの悩みの相談窓口を掲載することで、相談窓口の周知を行う。	商工労働部
I	②	□ 地域の支援者向けの普及啓発	民生委員・児童委員、保護司等が参加する研修会等において、リーフレット等を配布する。	健康医療部（地域保健課・保健所・こころC）
I	②	□ 消費者向け普及啓発	消費者向けイベントにおいて、リーフレット等による啓発を実施する。	府民文化部 健康医療部（地域保健課・こころC）
I	②	□ 働く人向けの普及啓発	職場の産業保健の担当者向けの研修会などで、依存症の正しい知識の普及や相談窓口等の情報について周知を行う。	健康医療部（こころC）

(2) 令和4年度の各部局の取組み ③

基本方針	重点施策	具体的な取組み	取組み（事業）の概要	担当部局名
I	②	□ 働く人向けの普及啓発	労働環境課において、リーフレット等の配架を行う。	商工労働部
I	②		事業所のメンタルヘルス推進担当者研修会など、労働環境課で実施するセミナーの際にリーフレット等を配布する。	商工労働部
I	②	□ 多様な関係機関と連携したギャンブル等依存症問題啓発週間における普及啓発	ギャンブル等依存症問題啓発週間において、デジタルサイネージ等を活用し啓発を行う。	健康医療部（地域保健課・こころC）
I	②		ギャンブル等依存症問題啓発週間において、関係機関と協力し、依存症の正しい知識の普及や相談窓口等の情報について周知を行う。	健康医療部（地域保健課・こころC）
I	②		ギャンブル等依存症問題啓発週間において、ロビー展示等の啓発を行う。	健康医療部（地域保健課・保健所・こころC）
I	②		ギャンブル等依存症問題啓発週間において、市町村に対して相談窓口の周知等の広報について協力依頼を行う。	健康医療部（地域保健課）
I	②		ギャンブル等依存症問題啓発週間において、大阪アクションセンターの加盟機関・団体の取組み予定をとりまとめ、大阪府のホームページに掲載する。	健康医療部（こころC）
I	②		ギャンブル等依存症問題啓発週間において、関係事業者（公営競技場とぱちんこ・パチスロ営業所）と協力し、依存症の正しい知識の普及や相談窓口等の情報について周知を行う。	健康医療部（地域保健課・こころC）

(2) 令和4年度の各部局の取組み ④

基本方針	重点施策	具体的な取組み	取組み（事業）の概要	担当部局名
Ⅱ	③	□ さまざまな相談窓口等での相談対応力向上	依存症相談拠点の相談員を対象に、スキルアップのための研修を実施する。	健康医療部（こころC）
Ⅱ	③		依存症専門電話相談等の相談員を対象に、スキルアップのための研修を実施する。	健康医療部（地域保健課・こころC）
Ⅱ	③		さまざまな相談窓口職員を対象に、依存症の基礎知識や、相談の受け方等についての研修を実施する。 対象は、市町村の生活困窮者自立支援・生活保護・障がい福祉・保健・児童福祉・高齢福祉・人権等の相談窓口職員、消費生活相談・多重債務相談担当職員、婦人相談所の相談員・指導者、母子・父子自立支援員、子ども家庭センター職員、障害福祉サービス従事者、発達障害者支援センター職員・発達障害者地域支援マネジャー、矯正施設・更生保護官署職員、弁護士、司法書士、日本司法支援センター職員等。	健康医療部（こころC）
Ⅱ	③		さまざまな相談窓口職員を対象に、依存症の相談支援に関する実践的な研修を実施する。	健康医療部（こころC）
Ⅱ	③		各保健所の管轄する地域において、市町村等の地域の相談窓口担当職員を対象に、依存症の基礎知識や、相談の受け方等についての研修を実施する。	健康医療部（保健所）

(2) 令和4年度の各部局の取組み ⑤

基本方針	重点施策	具体的な取組み	取組み（事業）の概要	担当部局名
Ⅱ	③	□ さまざまな相談窓口等での相談対応力向上	ギャンブル等依存症問題を有する生活保護者へ適切な支援を行うことができるよう、ケースワーカーに対し、ギャンブル当依存症に関する国、府が主催するギャンブル研修等への参加を促すとともに、相談窓口等について情報提供を行う。	福祉部
Ⅱ	③		子どものSOSに対応するために、教職員を対象に「精神疾患の理解と対応」をテーマとした学校教育相談課題別研修を実施する。	教育庁
Ⅱ	③		依存症相談拠点等が開催する研修や事例検討の案内を相談員に周知し、参加を促進する。また、女性相談、男性相談の中で、依存症（ギャンブル等の問題）に関する要因が背景に含まれていると考えられる場合には、相談窓口等の情報提供に努める。	府民文化部
Ⅱ	③		大阪府が主催する生活困窮者支援会議等で、自立相談支援機関等に対し、依存症の本人や家族等への支援や保健所等の相談窓口等について情報提供を行う。	福祉部
Ⅱ	③		消費生活相談（多重債務、住宅関連、医療等、専門相談窓口を有する相談を除く）の中で、依存症（ギャンブル等の問題）に関する要因が背景に含まれていると考えられる場合には、保健所等の相談窓口等へのつなぎや情報提供に努める。	府民文化部
Ⅱ	③		大阪府が主催するDV被害者支援や児童虐待に関する会議・研修等で、支援者（団体）に対し、背景に依存症に関連した問題があった場合又は疑われる場合の支援や保健所等の相談窓口等についての情報提供を行う。	福祉部
Ⅱ	③		労働環境課で実施している労働者及び使用者を対象とした労働相談及びメンタルヘルス専門相談において、依存症に関連した問題が疑われる場合には、保健所等の相談窓口等へのつなぎや情報提供に努める。	商工労働部

(2) 令和4年度の各部局の取組み ⑥

基本方針	重点施策	具体的な取組み	取組み（事業）の概要	担当部局名
Ⅱ	③	□ さまざまな相談窓口等での相談対応力向上	市町村との会議等や市町村相談員向けの債務整理に関する研修会において、依存症に関する相談窓口や研修会等の周知に協力する。	商工労働部
Ⅱ	③		虐待・自殺未遂事案について、依存症に関連した問題が疑われる場合には、必要に応じて地域の関係機関と連携して、相談機関や医療機関等につなぐなどの支援を行う。	大阪府警察本部
Ⅱ	③	□ 本人及び家族等への相談支援の充実	依存症相談拠点において、依存症の本人及び家族等への相談支援を行う。	健康医療部（保健所・こころC）
Ⅱ	③		本人向け集団回復プログラム及び家族サポートプログラム（特別講座を含む）を実施する。	健康医療部（こころC）
Ⅱ	③		平日の日中に依存症について相談することが難しい人のために、第2・第4土曜日に来所相談を実施する。	健康医療部（こころC）
Ⅱ	③		おおさか依存症土日ホットラインによる電話相談を実施する。	健康医療部（地域保健課）
Ⅱ	③	□ 相談窓口等の情報提供	自助グループや相談窓口、医療機関の情報を掲載した冊子を、研修等で配布し、相談窓口担当者が府民からの相談を受ける際に活用してもらう。また、冊子はホームページに掲載し、一般府民も直接アクセスできるようにする。	健康医療部（こころC）
Ⅱ	③		関係事業者（公営競技場とばちんこ・パチスロ営業所等）へ、リーフレットやポスター等を提供し、相談窓口等の周知を行う。必要に応じて、関係事業所と連携し、相談拠点において相談支援を行う。	健康医療部（地域保健課・保健所・こころC）
Ⅱ	③		24時間対応の電話相談「すこやか教育相談24」やLINE相談等の相談窓口の周知を行う。	教育庁

(2) 令和4年度の各部局の取組み ⑦

基本方針	重点施策	具体的な取組み	取組み（事業）の概要	担当部局名
Ⅱ	③	□ 相談窓口等の情報提供	若年層（～39歳まで）を対象とした若者専用電話相談「わかぼちダイヤル」の周知を行う。	健康医療部（こころC）
Ⅱ	③	□ 回復支援の充実	依存症相談拠点の相談支援において、医療や福祉の支援を必要とする本人及び家族等に対して、医療や福祉のサービス等の情報提供を行い、継続した支援を行う。	健康医療部（保健所・こころC）
Ⅱ	③		相談支援において、必要に応じて、本人及び家族等を医療機関や自助グループ、民間団体等につなぐ。	健康医療部（保健所・こころC）
Ⅱ	③		OSAKA しごとフィールドにおいて、様々な阻害要因を抱える方に対し、カウンセリングやセミナー等を通じて就業支援を行う。	商工労働部
Ⅱ	③		依存症の問題に悩む受刑者等に対して、退所後の切れ目のない支援を行うため、矯正施設と連携し、依存症に関する相談についてのチラシの提供や、受刑者からの問い合わせについて対応する。	健康医療部（地域保健課・こころC）
Ⅲ	④		□ ギャンブル等依存症の治療が可能な医療機関の充実	医療機関職員を対象に、依存症の治療に関する専門知識や専門プログラムについての研修を実施する。
Ⅲ	④	医療機関に対して、依存症対策全国拠点機関実施の研修の案内を行う。		健康医療部（地域保健課）
Ⅲ	④	精神科医療機関に対して、必要に応じて、専門医療機関につなぐよう協力を依頼する。		健康医療部（地域保健課・こころC）

(2) 令和4年度の各部局の取組み ⑧

基本方針	重点施策	具体的な取組み	取組み（事業）の概要	担当部局名
Ⅲ	④	□ 医療機関と自助グループ・民間団体との連携	依存症患者受診後支援事業の取組状況について、医療機関職員や保健所職員対象の研修において情報提供し、医療機関等と民間支援機関との連携を推進する。	健康医療部（地域保健課・こころC）
Ⅲ	④	□ 依存症治療拠点機関・専門医療機関の情報提供	自助グループや相談窓口、医療機関等の情報を掲載した冊子を、医療機関職員対象の研修等で配布し、医療機関に府民から相談があった際に活用してもらう。	健康医療部（こころC）
Ⅲ	④		依存症治療拠点機関及び専門医療機関の情報について、ホームページやリーフレット等への掲載により周知を行う。	健康医療部（地域保健課・こころC）
Ⅲ	④	□ 専門医療プログラムの普及	依存症治療拠点機関で実施している専門治療プログラムの普及支援を行う。	健康医療部（地域保健課・こころC）
Ⅳ	⑤	□ 自助グループ・民間団体が行うミーティング、普及啓発、相談等の活動への支援	大阪アディクションセンターに加盟する機関・団体が新たに取り組む。ミーティング活動、相談事業への補助を行う「早期介入・回復継続支援事業」を実施する。	健康医療部（地域保健課）
Ⅳ	⑤		自助グループや民間団体等の窓口、相談窓口、医療機関の情報を掲載した冊子を、研修会などで配布する。また、冊子はホームページに掲載し、一般府民も直接アクセスできるようにする。	健康医療部（こころC）
Ⅳ	⑤		自助グループや民間団体等が行う、府民を対象とした公益性の高い取組みについて後援する。	健康医療部（地域保健課）
Ⅳ	⑤		依存症関連機関連携会議等において、自助グループや民間団体等のニーズを把握する。	健康医療部（地域保健課・こころC）

(2) 令和4年度の各部局の取組み ⑨

基本方針	重点施策	具体的な取組み	取組み（事業）の概要	担当部局名
IV	⑤	□ 自助グループ・民間団体との連携	大阪アクションセンターに加盟する機関・団体だけでなく、さまざまな相談窓口担当者や自助グループ等との交流会を行うことで、地域において顔の見える連携を促進する。	健康医療部（保健所・こころC）
IV	⑤		大阪アクションセンターのメーリングリストを活用して、加盟機関・団体に対して、自助グループ等の取組みに関する情報提供を行う。	健康医療部（こころC）
IV	⑤		自助グループや回復施設等の実際を知り、連携を深めるための見学会を実施する。	健康医療部（こころC）
IV	⑤		依存症相談拠点が自助グループや民間団体等の協力を得て、キャンセル等依存症に関する普及啓発や研修等を実施する。	健康医療部（保健所・こころC）
IV	⑤		依存症相談拠点等が行う研修などで、自助グループをはじめとする民間団体の取組みを紹介する機会を設ける。	健康医療部（保健所・こころC）
IV	⑥	□ 連携協力体制の強化	大阪アクションセンターのネットワークを通じて、医療・福祉・司法・教育・自助グループ・行政等が情報共有・連携を行う。	健康医療部（こころC）
IV	⑥		依存症関連機関連携会議及び専門部会において、各機関・団体の取組みを共有し、本人・家族等への支援について協議・検討を行う。	健康医療部（こころC）
IV	⑥		府保健所における精神保健医療福祉に関するネットワーク会議を通じて、市町村等の関係機関の相互連携体制を検討する。	健康医療部（保健所）
IV	⑥		依存症対策庁内連携会議において、好事例の取組みの共有を行う。	依存症対策関連部局

(2) 令和4年度の各部局の取組み ⑩

基本方針	重点施策	具体的な取組み	取組み（事業）の概要	担当部局名
Ⅳ	⑥	□ 連携協力体制の強化	各保健所圏域で、地域の関係機関職員対象に、対応力の向上及び参加機関同士の連携を促進することを目的とした事例検討会を実施する。	健康医療部（保健所）
Ⅴ	⑦	□ 依存症総合支援センターの設置	ギャンブル等依存症に関する予防啓発ツールの更新や、早期自己対応プログラム（ギャンブル等依存症相談支援アプリ）の普及・改良等に協力する。	健康医療部（こころC）
Ⅴ	⑦		医師、ケースワーカー、心理職等の多職種によるギャンブル等依存症の専門相談の充実や、集団回復プログラム、家族サポートプログラムの実施、普及に努める。	健康医療部（こころC）
Ⅴ	⑦		医師、ケースワーカー、心理職等の多職種による、地域の相談窓口へのコンサルテーションや研修の実施により、地域支援体制を整備する。	健康医療部（こころC）
Ⅴ	⑦		大阪府依存症関連機関連携会議や専門部会の開催、大阪アディクションセンターの運営・拡充などにより連携協力体制を構築する	健康医療部（こころC）
Ⅴ	⑦		「依存症総合支援センター」と「依存症治療・研究センター」が連携するために定期的なミーティング等を行うとともに、双方の取組みにコミットしあう。	健康医療部（こころC）
8 調査・研究		□ 実態調査	府域におけるギャンブル等依存症に関する実態調査を実施する。	健康医療部（こころC）
			国が実施する実態調査の結果等を把握し、国全体の課題から、大阪府の課題についても考え、必要な対策について検討する。	健康医療部（地域保健課・こころC）

(2) 令和4年度の各部局の取組み ⑪

基本方針	重点施策	具体的な取組み	取組み（事業）の概要	担当部局名
8 調査・研究		<input type="checkbox"/> 研究会の開催	IR事業者が実施する依存症対策の具体化にあたって、専門家に助言を受けながらIR事業者と協議を行う。	IR推進局
9 その他		<input type="checkbox"/> 大阪府警察本部における取組み	違法なギャンブル等の取締りを実施する。	大阪府警察本部



3. 相 談 機 関

名 称	電 話 番 号	所 管 市 町 村	相 談 時 間
大阪府こころの健康総合センター (依存症相談拠点)	06-6691-2818	大阪府内	○ 月～金（祝日・年末年始を除く） 9時～17時45分 ※来所相談は要予約 ○ 第2・第4土曜日の9時～17時30分 ※来所相談のみ対応。要予約

名 称	電 話 番 号	所 管	相 談 時 間
大阪市こころの健康センター (依存症相談拠点)	06-6922-3475	大阪市	月～金（祝日・年末年始を除く） 9時～17時30分 ※来所相談は、要予約

名 称	電 話 番 号	所 管	相 談 時 間
堺市こころの健康センター (依存症相談拠点) ※薬物・ギャンブル等依存症相談窓口	072-245-9192	堺市	月～金（祝日・年末年始を除く） 9時～17時30分 ※来所相談は、要予約

名 称	電 話 番 号	所 管 市 町 村	相 談 時 間
おおさか依存症土日ホットライン (電話相談)	0570-061-999	大阪府内	土曜日・日曜日の13時～17時

上記以外にも、P16～P17にある地域の保健所等でも、相談することができます。
また、左記のQRコード等でも依存症相談窓口を検索できます。



依存症相談窓口
のQRコード

大阪府（政令市・中核市を除く）にお住まいの方

○ 大阪府保健所（依存症相談拠点）【月～金（祝日・年末年始を除く）】 ※来所相談は、要予約

名称	電話番号	所管市町村	相談時間
池田保健所	072-751-2990	池田市・箕面市・豊能町・能勢町	9時～17時45分
茨木保健所	072-624-4668	茨木市・摂津市・島本町	
守口保健所	06-6993-3133	守口市・門真市	
四條畷保健所	072-878-2477	大東市・四條畷市・交野市	
藤井寺保健所	072-955-4181	松原市・柏原市・羽曳野市・藤井寺市	
富田林保健所	0721-23-2684	富田林市・河内長野市・大阪狭山市・太子町・河南町・千早赤坂村	
和泉保健所	0725-41-1330	和泉市・泉大津市・高石市・忠岡町	
岸和田保健所	072-422-6070	岸和田市・貝塚市	
泉佐野保健所	072-462-4600	泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・田尻町・岬町	

○ 中核市保健所（依存症相談拠点）【月～金（祝日・年末年始を除く）】 ※来所相談は、要予約

名称	電話番号	所管市町村	相談時間
東大阪市保健所	東保健センター	072-982-2603	東大阪市 9時～17時30分
	中保健センター	072-965-6411	
	西保健センター	06-6788-0085	
高槻市保健所	072-661-9332	高槻市	8時45分～17時15分
豊中市保健所	06-6152-7315	豊中市	9時～17時15分
枚方市保健所	072-807-7623	枚方市	9時～17時30分
八尾市保健所	072-994-6644	八尾市	8時45分～17時15分
寝屋川市保健所	072-812-2362	寝屋川市	9時～17時30分
吹田市保健所	06-6339-2227	吹田市	9時～17時30分

大阪市内にお住まいの方

○各区保健福祉センター 【月～金（祝日・年末年始を除く）、9時～17時30分】

名称	電話番号
北区保健福祉センター	06-6313-9968
都島区保健福祉センター	06-6882-9968
福島区保健福祉センター	06-6464-9968
此花区保健福祉センター	06-6466-9968
中央区保健福祉センター	06-6267-9968
西区保健福祉センター	06-6532-9968
港区保健福祉センター	06-6576-9968
大正区保健福祉センター	06-4394-9968
天王寺区保健福祉センター	06-6774-9968
浪速区保健福祉センター	06-6647-9968
西淀川区保健福祉センター	06-6478-9968
淀川区保健福祉センター	06-6308-9968

名称	電話番号
東淀川区保健福祉センター	06-4809-9968
東成区保健福祉センター	06-6977-9968
生野区保健福祉センター	06-6715-9968
旭区保健福祉センター	06-6957-9968
城東区保健福祉センター	06-6930-9968
鶴見区保健福祉センター	06-6915-9968
阿倍野区保健福祉センター	06-6622-9968
住之江区保健福祉センター	06-6682-9968
住吉区保健福祉センター	06-6694-9968
東住吉区保健福祉センター	06-4399-9968
平野区保健福祉センター	06-4302-9968
西成区保健福祉センター	06-6659-9968

堺市内にお住まいの方

○各保健センター 【月～金（祝日・年末年始を除く）、9時～17時30分】

※来所相談は、要予約

名称	電話番号
堺保健センター	072-238-0123
ちぬが丘保健センター	072-241-6484
中保健センター	072-270-8100
東保健センター	072-287-8120

名称	電話番号
西保健センター	072-271-2012
南保健センター	072-293-1222
北保健センター	072-258-6600
美原保健センター	072-362-8681

4. 依存症専門医療機関

その他の精神科医療機関については、精神科医療機関情報
 (「こころのオアシス」内) で検索ができます。



医療機関名称	所在地	電話番号	対象の依存症		
			アルコール 健康障がい	薬物	ギャンブル 等
新阿武山病院 (特定医療法人大阪精神医学研究所)	高槻市	072-693-1881	○		
新阿武山クリニック (特定医療法人大阪精神医学研究所)	高槻市	072-682-8801	○		○
大阪精神医療センター ※依存症拠点医療機関 (地方独立行政法人大阪府立病院機構)	枚方市	072-847-3261	○	○	○
ひがし布施クリニック (医療法人東布施野田クリニック)	東大阪市	06-6729-1000	○	○	○
東大阪山路病院 (医療法人孟仁会)	東大阪市	072-961-3700	○		
結のぞみ病院 (一般財団法人成研会)	富田林市	0721-34-1101	○	○	○
金岡中央病院 (医療法人以和貴会)	堺市北区	072-252-9000	○		
新生会病院 (医療法人和気会)	和泉市	0725-53-1222	○		
阪和いずみ病院 (医療法人聖和錦秀会)	和泉市	0725-53-1555	○		
浜寺病院 (医療法人微風会)	高石市	072-261-2664	○		
久米田病院 (医療法人利田会)	岸和田市	072-445-3545	○	○	
藤井クリニック (医療法人)	大阪市都島区	06-6352-5100	○	○	○
小谷クリニック (医療法人小谷会)	大阪市阿倍野区	06-6556-9960	○		
にじクリニック (医療法人遊心会)	大阪市淀川区	06-6301-0344	○		○
悲田院クリニック (医療法人孟仁会)	大阪市天王寺区	06-6773-2971	○		

5. 自助グループ・民間団体

G A (ギャンブルラース アノニマス)	問合せ先	TEL : 046-240-7279 (GA 日本インフォメーションセンター)
	対象者	ギャンブル等依存症の本人
	対応時間	最終週日曜日 午前 11 時から午後 3 時
	内容	ミーティング、分かち合い
	利用方法	<予約> 不要 <費用> 不要 ・詳細は、ミーティング会場にて説明します。
	その他	最新情報は、ホームページを御確認ください。 http://www.gajapan.jp/

GAM-ANON (ギャマノン)	問合せ先	TEL・FAX : 03-6659-4879 電話対応は、毎週月・木 午前 10 時から午前 12 時まで 年末年始除く・祝日対応
	対象者	ギャンブル依存症者の家族または友人
	対応時間	各グループによりミーティング時間が異なります。
	内容	グループミーティングでの話し合い
	利用方法	<予約> 不要 <費用> 不要
	その他	最新情報は、ホームページを御確認ください。 http://gam-anon.jp

ギャンブル依存症 問題を考える会 大阪支部	問合せ先	メール： kangaerukaiosakashibu@gmail.com 電 話：受付担当：090-6243-1637
	対象者	家族・本人
	対応時間	随時
	内容	ギャンブル依存症全般
	利用方法	<予約> 不要 <費用> 不要
	その他	ホームページアドレス http://scga.jp/

全国ギャンブル 依存症家族の会 大阪	問合せ先	メール： tera9214@gmail.com 電 話：070-4032-1889
	対象者	家族
	対応時間	午前9時～午後7時
	内容	ギャンブル依存症全般ミーティング
	利用方法	<予約> 不要 <費用> 1,000円/人
	その他	ホームページ http://www.gdfam.org/

「広げよう 回復・治療・支援の輪 ～知っておきたい依存症関係機関・団体紹介冊子～」を
下記の府ホームページに掲載しています。

○ ホームページ：刊行物・リーフレット

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kokoronokenko/download/index.html>

QRコード：

